

審 議 結 果 速 報

(令和 7 年10月 8 日)

陳 情 7 年 子 ども 家 庭 第 15 号

鳥 取 県 議 会

陳 情 審 議 結 果

令和 7 年 9 月定例会

陳情（新規）・福祉生活病院常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
7年－15 (R7.8.29)	子ども家庭	保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書提出を求める陳情	不 採 択 (R7.10.8)
▶陳情事項 国に対して「保育士配置基準の引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出すること。			

▶所管委員長報告（R7. 10. 8 本会議）会議録暫定版

保育士の更なる処遇改善と配置基準改善を進めることについて、県では毎年国に対して要望を行っており、直近では、令和 7 年 8 月に、県、県議会を含む地方 6 団体から、国に対して、処遇改善と配置基準改善に係る要望に加え、令和 7 年度に創設された 1 歳児配置改善加算について、加算要件を撤廃するとともに、人材確保の状況を踏まえつつ、1 歳児に係る配置基準の見直し（6 対 1 から 5 対 1）を早期に実現するよう要望を行ったところです。

また、本県では、1 歳児について、平成 14 年度から、国基準（6 対 1）を上回って保育士を配置（4.5 対 1）する場合に、独自の補助制度を設けており、保育士の負担を軽減するとともに、保育の質の向上を図るための支援を行っているところです。

こうした状況を踏まえ、県議会から国に対し、重ねて意見書を提出するには及ばないという意見があり、本件陳情は「不採択」とすべきものと決定いたしました。

▶陳情理由

保育所は、子育てをささえる施設であり、幼い子どもの発達を保障し、いのちを守るために不可欠な社会的資源になっている。しかし、県内でも慢性的な保育士不足があり、公私立施設を問わず保育士確保に頭を悩ませている。

保育所の機能拡充がすすむ一方で、職員配置や施設基準の改善はすすまず、職員の負担増が深刻になっている。保育所での事故が増大している状況などを踏まえれば、現在の配置基準は不十分であり、子どもの命と安全を守るためにも保育士増員が急務となっている。

国は令和6年4月に「児童福祉施設の設備及び運営に関する基準」を改定し、4・5歳児25人に対し保育士1人、3歳児15人に対し保育士1人としたが、期限の定めのない経過措置が設けられている。また、1歳児の配置基準引上げ（5対1）については、法令改定はされず、令和7年度予算に加算措置が盛り込まれたが、要件が厳しく対象となる施設が限定されている。

すべての施設において基準以上の条件での保育を実現するために、1歳児の加算要件をなくした上で法令改定により基準を引き上げること、3歳児、4・5歳児は経過措置を撤廃すること、保育士等職員の負担を軽減し、子ども一人ひとりに対して丁寧なかかわりを保障するためにすべての年齢で基準をさらに改善することが、保育現場と保護者の切なる願いである。

ついては、貴議会より、国に対して「保育士配置基準引上げの早期完全実施とさらなる改善を求める意見書」を提出していただけるよう陳情する。

現 状 と 県 の 取 組 状 況

9/12 常任委員会資料

子ども家庭部（子育て王国課）

【現 状】

- 1 3歳児及び4～5歳児の保育士の配置基準については、国が児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等を令和6年度に改正し、3歳児については20：1から15：1に、4～5歳児については30：1から25：1に改善された。その際、保育士不足を抱える現場に混乱が生じないよう、当分の間は従前の基準により運営することも妨げないとする経過措置が設定された。
- 2 1歳児の配置基準見直し（6：1→5：1）については、令和6年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において、令和7年度以降の対応とされたが、令和7年度においても配置基準の見直しは行われず、要件付きの加配制度（5：1）の創設となった。
 < 1歳児配置改善加算の取得要件（以下①～③の要件を全て満たす施設のみ加算対象） >
 - ① 処遇改善加算の区分1（基礎分）、区分2（賃金改善分）、区分3（質の向上分）のいずれも取得していること
 - ② 業務においてICTの活用を進めていること（登降園管理、保育の計画・記録機能の導入等）
 - ③ 施設における職員1人当たりの平均経験年数が10年以上であること

【県の取組状況】

- 1 保育士の更なる処遇改善と配置基準改善を進めることについて、毎年国に対して要望を行っている。
 今年度は新たに、処遇改善と配置基準改善に係る要望に加え、令和7年度に創設された1歳児配置改善加算について、加算要件を撤廃するとともに、人材確保の状況を踏まえつつ、1歳児に係る配置基準の見直し（6：1→5：1）を早期に実現するよう、令和7年8月に国に対して要望を行った。
- 2 1歳児については、平成14年度から、国基準（6：1）を上回って保育士を配置（4.5：1）する場合に、県独自の補助制度を設けており、保育士の負担を軽減するとともに保育の質の向上を図るための支援を行っている。

※令和7年8月に行ったこども家庭庁への要望内容（抜粋）

保育人材の確保と定着を一層進めるため、更なる処遇改善と配置基準改善を進めること。また、令和7年度に創設された1歳児配置改善加算について、加算要件を撤廃し、加配を実施する全ての保育施設等を対象とするとともに、人材確保の状況を踏まえつつ、1歳児に係る配置基準の見直し（6：1→5：1）を早期に実現すること。

※低年齢児受入施設保育士等特別配置事業

保育所等における1歳児担当保育士等数の割合を国の配置基準（6：1）を上回って配置（4.5：1）するための経費を助成する。

【令和7年度当初予算額】94,588千円（9月議会において19,556千円の増額補正予算案を上程：計114,144千円）

（参考）そのほか、障がいの程度に関わらず、市町村が特別な支援が必要と認めた児童に対して、加配職員を配置する場合の県独自の補助制度を設けており、特別な支援が必要な子どもに質の高い保育が提供できる体制の支援を行っている。

※障がい児保育事業：障がいの程度に関わらず、市町村が特別な支援が必要と認めた児童に対して保育士等を加配する場合に人件費を助成する。【令和7年度当初予算額】160,482千円

